

証券コード 4421

平成30年12月5日

株主各位

東京都中野区中野四丁目10番1号

株式会社ディ・アイ・システム

代表取締役 長田 光博

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年12月20日（木曜日）午後4時

2. 場 所 東京都中野区中野四丁目10番1号
当社 会議室

3. 目的事項

報告事項

- 第22期（自平成29年10月1日至平成30年9月30日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第22期（自平成29年10月1日至平成30年9月30日）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 剰余金の処分の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第 22 期事業報告

〔 自 平成 29 年 10 月 1 日
至 平成 30 年 9 月 30 日 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計事業年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境に改善が見られ、また企業収益も堅調で、おおむね順調に推移しております。一方、米国と中国の貿易関係に対する懸念や、米国を中心とした長期金利の上昇など、地政学上の緊張や国際金融情勢の不確実性等により、世界経済の先行きについて不透明感が高まっています。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、クラウド技術、I o T、A I など I T の多様性と企業収益の改善を背景として、堅調に推移しました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、売上高 3,355 百万円（前年同期比 14.1%増）、営業利益 221 百万円（同 47.4%増）、経常利益 223 百万円（同 53.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 136 百万円（同 48.0%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

（システムインテグレーション事業）

I T 通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応した業務用アプリケーションの設計開発、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務等が堅調に推移した結果、売上高は 3,143 百万円（同 16.0%増）、セグメント利益は 665 百万円（同 14.5%増）となりました。

（教育サービス事業）

中堅技術者向けの I T 教育研修サービス案件の減少により、売上高は 212 百万円（同 8.0%減）となりましたが、講師の内製化を前期から取り組んだ結果、当期では利益率が改善し、セグメント利益は 92 百万円（同 20.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金総額は、256 百万円で、前連結会計年度末と比べて 1 百万円増加しております。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 20 期 平成 28 年 9 月期	第 21 期 平成 29 年 9 月期	第 22 期(当期) 平成 30 年 9 月期
売 上 高 (千 円)	2,543,697	2,940,392	3,355,871
経 常 利 益 (千 円)	24,275	145,512	223,977
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千 円)	17,236	92,267	136,545
1 株当たり当期純利益 (円)	15.17	80.86	117.96
総 資 産 (千 円)	974,085	1,140,567	1,263,447
純 資 産 (千 円)	119,811	222,932	358,675
1 株当たり純資産額 (円)	105.46	193.68	303.96

(注) 1. 当社では、第 20 期より連結計算書類を作成しております。

2. 平成 30 年 7 月 2 日開催の取締役会決議により、平成 30 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 20 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

項 目	第 19 期 平成 27 年 9 月期	第 20 期 平成 28 年 9 月期	第 21 期 平成 29 年 9 月期	第 22 期(当期) 平成 30 年 9 月期
売 上 高 (千円)	2,092,804	2,506,042	2,887,703	3,305,130
経 常 利 益 (千円)	1,626	20,597	142,387	208,127
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△5,412	12,224	91,392	125,806
総 資 産 (千円)	885,659	968,203	1,130,827	1,242,461
純 資 産 (千円)	115,318	124,703	225,028	349,818
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△5.32	10.76	80.09	108.68
1 株当たり純資産額 (円)	101.51	109.77	195.50	296.45

(注) 平成 30 年 7 月 2 日開催の取締役会決議により、平成 30 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 19 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
アスリーブレインズ株式会社	20,000 千円	100.0%	I T教育サービス

(6) 対処すべき課題

当社グループの属する情報サービス業界におきましては、クラウド技術、I o T、A I等の技術要素につきましては、高い成長率を見込んでおります。一方で、I T投資に対応可能な人材が不足しており、人材確保と育成が最重要事項となることを見込んでおります。

上記の人材確保と育成に加えて、今後さらなる飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取組みを行ってまいります。

①人材の確保・育成について

当社グループが継続して事業規模を拡大していくためには、優秀な人材の獲得が必要であると認識しております。

当社グループでは、人材確保については、新卒採用・中途採用の強化に加えて、外注先企業からの人材調達にも注力していくことで対応をしております。また、人材育成につきましては、教育サービス事業において蓄積した研修ノウハウを活用することで早期の人材育成対応をしております。

また、協力会社との連携強化を進めていくことで、当社だけでは対応が難しい案件につきましても対応できる体制を構築してまいります。

②プロジェクトマネジメントの強化

顧客との取引を拡大し適正な利益を確保するためには、プロジェクトマネージャー（注）のマネジメント能力をさらに強化するとともに、プロジェクトマネジメントができる技術者を拡充していくことが重要であると認識しております。

当社グループでは、技術者に対してテクニカルスキルとマネジメントスキルの両面から体系的な教育システムを構築していくことで、プロジェクトマネージャーの拡充を図ってまいります。

（注）プロジェクトマネージャーとは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者となります。

③技術力の強化について

当社グループが安定した収益を獲得するためには、さらなる技術力の強化が必要であると認識しております。

システムインテグレーション事業におきましては、これまでの技術領域に加えまして、クラウド基盤を利用した業務用アプリケーション開発・インフラ設計構築等の技術力を強化してまいります。また、教育サービス事業におきましても、クラウド関連技術の研修コース・研修コンテンツの充実を進めることで技術力の強化を進めてまいります。

④内部管理体制の強化について

継続的な成長を維持するためには、業務拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制強化を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (平成 30 年 9 月 30 日現在)

- ・コンピュータシステムの開発
- ・コンピュータシステム及び情報通信システムの管理・運用
- ・情報セキュリティに関する事業

(8) 主要な営業所 (平成 30 年 9 月 30 日現在)

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中野区中野 4-10-1
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市北区中之島 3-6-32
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区錦 2-4-15

②重要な子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
アスリープレインズ株式会社	東京都中野区中野 4-10-1

(9) 従業員の状況 (平成 30 年 9 月 30 日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
408 名 (73 名)	33 名増 (2 名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
392 名 (61 名)	20 名増 (-)	30.2 歳	4.6 年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成 30 年 9 月 30 日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	87,998 千円
株式会社三菱UFJ銀行	77,564 千円
株式会社りそな銀行	58,329 千円
株式会社みずほ銀行	32,720 千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,720,000株

(2) 発行済株式の総数 1,180,000株

(3) 株主数 24名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社NAM	500,000株	42.4%
長田 光博	160,000株	13.6%
吉原 孝行	80,000株	6.8%
ディ・アイ・システム社員持株会	73,000株	6.2%
石井 亜沙子	60,000株	5.1%
仲 麻衣子	60,000株	5.1%
富田 健太郎	42,600株	3.6%
関亦 在明	42,600株	3.6%
長田 明子	42,500株	3.6%
大塚 豊	26,000株	2.2%

(5) その他株式に関する重要な事項

平成30年8月1日を効力発生日として、当社普通株式1株を100株に分割しました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分		第7回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		平成24年12月21日	平成29年5月19日
新株予約権の数		100個	240個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 600円	1株当たり 800円
権利行使期間		平成26年12月22日から 平成34年12月20日まで	平成31年5月22日から 平成39年5月18日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 5名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

(注)1. 平成30年8月1日を効力発生日として、当社普通株式1株を100株に分割しました。これにより、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 田 光 博	株式会社NAM 代表取締役
常 務 取 締 役	富 田 健太郎	事業統括担当 アスリーブレインズ株式会社 取締役
常 務 取 締 役	関 亦 在 明	管理本部・経営企画室担当 アスリーブレインズ株式会社 取締役
取 締 役	吉 本 史 朗	業務推進部長
取 締 役	宮 崎 洋	管理本部長
取 締 役	島 宏 一	グリー株式会社 非常勤監査役 株式会社東京一番フーズ 社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 原 孝 行	アスリーブレインズ株式会社 監査役
監 査 役	八 田 誠 司	エンデバー・ユナイテッド株式会社 取締役
監 査 役	飯 田 耕 造	株式会社日本総合研究所 フェロー

- (注) 1. 取締役島宏一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役八田誠司、飯田耕造の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役八田誠司、飯田耕造の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役島宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役島宏一、監査役八田誠司及び飯田耕造の各氏は、当社と会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人員（人）	報酬等（百万円）
取締役	6	109
（うち社外取締役）	(1)	(2)
監査役	3	13
（うち社外監査役）	(2)	(4)
合 計	9	123
（うち社外役員）	(3)	(6)

- (注) 平成30年7月31日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は、年額120百万円以内、監査役の報酬限度額は年額15百万円以内となっております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	島 宏一	同氏が非常勤監査役を務めるグリー㈱および社外取締役を務める㈱東京一番フーズと当社との間には特別の関係はありません。	平成 29 年 12 月就任後、当期開催の取締役会 15 回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	八田 誠司	同氏が取締役を務めるエンデバー・ユナイテッド㈱と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会 20 回および監査役会（平成 29 年 11 月までの監査役協議会を含む）15 回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を行っております。
	飯田 耕造	同氏がフェローを務める㈱日本総合研究所と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会 20 回および監査役会（平成 29 年 11 月までの監査役協議会を含む）15 回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、株式上場時の会計監査人から主幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正性を確保する体制についての決定内容は以下のとおりです。

- ①当社の取締役の職務の遂行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
 - (ロ) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
- ②当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (ロ) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (ハ) 当社グループは、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ③当社グループの取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。
 - (イ) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
 - (ロ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (ハ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ④当社グループの役員及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守し、当社グループ内に周知・徹底する。
 - (ロ) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する施策の審議、ならびに重要な施策の導入の承認は経営会議において行う。
 - (ハ) 当社のコンプライアンス担当部門は、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (ニ) 当社は、内部通報制度を設け、当社グループの使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (ホ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社グループは、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
- ⑤当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
 - (ロ) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部又は内部監査室に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、(イ)の使用人と合わせて監査職務補助者という。）
 - (ハ) 当社グループの取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
 - (ニ) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
 - (ホ) 当社グループの取締役は、上記(イ)ないし(ニ)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

⑥当社グループの取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (イ) 当社グループの取締役は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
- (a) 経営会議で審議された重要な事項
 - (b) 業務報告会等で報告された重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (d) 内部監査に関する重要な事項
 - (e) 重大な法令・定款違反に関する事項
 - (f) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
- (ロ) 当社の取締役等・使用人は、上記(イ)の(c)、(e)及び(f)に関する重要な事実を発見した場合は、第1項④のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- (ハ) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(イ)の(c)、(d)、(e)及び(f)に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。
- (ニ) 上記(イ)及び(ロ)に基づき報告を行った取締役等及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

⑦当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (イ) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (ロ) 監査役が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑧その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (ロ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (ハ) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (ニ) 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、運用を行っております。

当事業年度では、内部通報制度として外部の弁護士事務所に通報窓口を新たに設置し、より通報しやすい環境を整備いたしました。

監査体制については、取締役会への出席のほか、常勤監査役による経営会議等重要会議への出席、内部監査室との連携により行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	987,977	流動負債	707,357
現金及び預金	523,756	買掛金	73,148
売掛金	347,948	短期借入金	108,335
商 品	779	1年内返済予定の長期借入金	88,735
仕掛品	8,279	未払金	86,577
繰延税金資産	43,649	未払費用	97,618
その他	63,563	未払法人税等	39,950
固定資産	275,469	未払消費税等	44,701
有形固定資産	106,109	賞与引当金	110,802
建 物	92,445	その他	57,488
工具、器具及び備品	13,664	固定負債	197,414
無形固定資産	11,404	長期借入金	59,541
その他	11,404	退職給付に係る負債	121,674
投資その他の資産	157,954	その他	16,198
保証金	103,006	負債合計	904,772
繰延税金資産	39,991	純資産の部	
その他	14,956	株主資本	361,101
		資本金	97,050
		資本剰余金	21,050
		利益剰余金	243,001
		その他の包括利益累計額	△2,426
		退職給付に係る調整累計額	△2,426
		純資産合計	358,675
資産合計	1,263,447	負債及び純資産合計	1,263,447

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

〔 自 平成29年10月1日
至 平成30年9月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,355,871
売 上 原 価		2,608,609
売 上 総 利 益		747,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		525,824
営 業 利 益		221,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
助 成 金 収 入	6,412	6,417
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,278	
保 証 料	599	3,877
経 常 利 益		223,977
特 別 利 益		
訴 訟 和 解 金	3,500	3,500
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		227,477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	71,990	
法 人 税 等 調 整 額	18,941	90,932
当 期 純 利 益		136,545
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		136,545

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔 自 平成29年10月1日
至 平成30年9月30日 〕

(単位：千円)

	株主資本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利益剰余金	株主資本 合計
平成29年10月1日残高	88,350	12,350	124,872	225,572
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	8,700	8,700		17,400
剰余金の配当			△18,416	△18,416
親会社株主に帰属する 当期純利益			136,545	136,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	8,700	8,700	118,129	135,529
平成30年9月30日残高	97,050	21,050	243,001	361,101

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
平成29年10月1日残高	△2,640	△2,640	222,932
連結会計年度中の変動額			
新株の発行		—	17,400
剰余金の配当		—	△18,416
親会社株主に帰属する 当期純利益		—	136,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	214	214	214
当期変動額合計	214	214	135,743
平成30年9月30日残高	△2,426	△2,426	358,675

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 アスリーブレインズ株式会社

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、仕掛品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～24年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	3年～5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当連結会計年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上していません。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗の見積りは原価比例法）を、その他のものについては、検収基準によっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 80,795 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末株 式数
普通株式 (注) 1、2	11,510株	1,168,490株	一株	1,180,000株

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加のうち290株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の発行済株式数の増加のうち1,168,200株は、平成30年8月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

	平成24年12月21日 株主総会決議分	平成24年12月21日 株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	7,500株	10,000株
新株予約権の残高	75個	100個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年12月20日 定時株主総会	普通株式	18,416	1,600	平成29年9月30日	平成29年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	27,140	23	平成30年9月30日	平成30年12月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入にて調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は、1年以内であります。

借入金は、主に設備資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	523,756	523,756	—
(2) 売掛金	347,948	347,948	—
資産計	871,705	871,705	—
(1) 買掛金	73,148	73,148	—
(2) 短期借入金	108,335	108,335	—
(3) 未払金	86,577	86,577	—
(4) 未払法人税等	39,950	39,950	—
(5) 未払消費税等	44,701	44,701	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	148,276	148,276	—
負債計	500,988	500,988	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

時価については、変動金利によるものは短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該等簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（千円）
保証金	103,006

これらについては、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 303円 96銭
2. 1株当たり当期純利益 117円 96銭

(注) 当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成30年10月19日に株式会社東京証券取引所 J A S D A Q 市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、平成30年9月13日及び平成30年10月2日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成30年10月18日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は273,690千円、発行済株式総数は1,480,000株となっております。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び株数：普通株式 300,000株

③ 発行価格：1株につき 1,280円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価格：1株につき 1,177.60円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総数は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額：1株につき 1,037円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年10月2日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額：1株につき 588.80円

⑦ 発行価額の総額： 311,100千円

⑧ 資本組入額の総額： 176,640千円

⑨ 払込金額の総額： 353,280千円

⑩ 払込期日：平成30年10月18日

⑪ 資金の使途：事務所移転に伴う設備投資資金及び借入金の返済資金

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	945,402	流動負債	698,725
現金及び預金	473,194	買掛金	80,959
売掛金	342,098	短期借入金	108,335
商品	779	1年内返済予定の長期借入金	88,735
仕掛品	8,279	未払金	86,400
前払費用	58,809	未払費用	93,503
未収入金	14,836	未払法人税等	34,793
関係会社短期貸付金	2,471	未払消費税等	38,998
繰延税金資産	42,968	前受金	43,767
その他	1,965	預り金	13,039
固定資産	297,058	賞与引当金	110,193
有形固定資産	106,109	固定負債	193,916
建物	92,445	長期借入金	59,541
工具器具備品	13,664	退職給付引当金	118,177
無形固定資産	11,404	その他	16,198
ソフトウェア	10,920	負債合計	892,642
その他	484	純資産の部	
投資その他の資産	179,544	株主資本	349,818
関係会社株式	21,800	資本金	97,050
関係会社長期貸付金	860	資本剰余金	21,050
保証金	103,006	資本準備金	21,050
長期前払費用	14,815	利益剰余金	231,718
繰延税金資産	38,921	利益準備金	2,672
その他	140	その他利益剰余金	229,046
		別途積立金	8,500
		繰越利益剰余金	220,546
		純資産合計	349,818
資産合計	1,242,461	負債及び純資産合計	1,242,461

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔 自 平成29年10月1日
至 平成30年9月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,305,130
売 上 原 価		2,575,375
売 上 総 利 益		729,755
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		525,466
営 業 利 益		204,288
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	104	
経 営 指 導 料	1,200	
助 成 金 収 入	6,412	7,717
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,278	
保 証 料	599	3,877
経 常 利 益		208,127
特 別 利 益		
訴 訟 和 解 金	3,500	3,500
税 引 前 当 期 純 利 益		211,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,376	
法 人 税 等 調 整 額	19,444	85,821
当 期 純 利 益		125,806

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 平成29年10月1日
至 平成30年9月30日 〕

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年10月1日 残高	88,350	12,350	12,350	830	8,500	114,998	124,328	225,028	225,028
当事業年度中 の変動額									
新株の発行	8,700	8,700	8,700				-	17,400	17,400
剰余金の配当			-	1,841		△20,257	△18,416	△18,416	△18,416
当期純利益			-			125,806	125,806	125,806	125,806
当事業年度中の 変動額合計	8,700	8,700	8,700	1,841	-	105,548	107,390	124,790	124,790
平成30年9月30日 残高	97,050	21,050	21,050	2,672	8,500	220,546	231,718	349,818	349,818

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 3年～5年(社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度は貸倒の実績及び個別に回収不能と見込まれる債権残高がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。ただし、当事業年度は翌事業年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められるものについては、工事進行基準（進捗の見積りは原価比例法）を、その他のものについては、検収基準によっております。

5. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	80,795千円
2. 関係会社に関する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	12,336千円
短期金銭債務	11,724千円
3. 取締役・監査役に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	835千円
短期金銭債務	693千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

売上高	8,690千円
外注費	147,318千円
研修費	10,500千円
営業取引以外の取引による取引高	1,300千円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	33,741千円
未払費用	5,000千円
未払事業所得税	1,459千円
未払事業税	2,768千円
退職給付引当金	36,185千円
フリーレント家賃	2,735千円
その他	2,496千円
繰延税金資産小計	84,386千円
評価性引当額	△2,496千円
繰延税金資産合計	81,889千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アスリーブレインズ(株)	100	請負取引 貸借取引 社員教育業務 役員の兼任	外注費 (注1、2)	147,318	買掛金	11,724

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額については、双方協議により合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 296円 45銭
2. 1株当たり当期純利益 108円 68銭

(注) 当社は、平成30年7月2日開催の取締役会決議により、平成30年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結財務諸表注記(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(その他の注記)

該当事項はありません。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年11月26日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤俊哉
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成30年9月13日及び平成30年10月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年10月18日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年11月26日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神宮厚彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤俊哉
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成30年9月13日及び平成30年10月2日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年10月18日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 11 月 27 日

株式会社ディ・アイ・システム 監査役会

常勤監査役 吉原 孝行 ⑩

社外監査役 八田 誠司 ⑩

社外監査役 飯田 耕造 ⑩

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ディ・アイ・システム
代表取締役 長田 光博

2. 議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元も会社経営における重要課題であると考え、剰余金の処分につきまして、次のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円 総額27,140,000円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年12月21日

以上